

## 条 例

### 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

介護保険法の一部改正にともない、30年4月1日から、居宅介護支援事業の指定などの権限が県から市へ移譲されるため、新たな条例を制定するものです。

**問** 指定の取り消しについて規定していないのか。また、指定の取り消しはどのように行うのか。

**答** 事業者が不正を行った場合は指定の取り消しを行うが、この条例は指定に関する基準を定めるもので、指定の取り消しについては規定していない。

### 国民健康保険財政調整基金条例

国民健康保険等の一部を改正する法律の公布により、国民健康保険法の一部が改正され、国民健康保険の財政運営が都道府県化されることにともない、国民健康保険特別会計における財政運営に資するよう基金の用途の拡大を図ることが、緊要であるため、白岡市国民健康保険の保険給付費支払い基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部を改正するものです。

**問** 基金の繰替運用について、現金が不足する場合、県に設置される基金や市の他の基金についても、国保特会で繰替運用できるのか。

**答** 県に設置される基金からの借入れは可能であるが、本市の会計での繰替運用はできない。また、国民健康保険財政基金の繰替で資金流動は確保できると考えているが、不足した場合は他の基金の繰替運用も含め、会計管理者と協議し対応する。

### 個人情報保護条例の一部改正

個人情報の保護に関する法律などの一部改正にともない、条例改正を行うものです。

**問** 要配慮、個人情報に係る記述の中で、その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述などが含まれる個人情報とあるが、具体的にどのようなものか。

**答** 例えば、障がい、健康状態、病名などが含まれるものである。

### 重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律の公布により、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されることにともない、条例の一部を改正するものです。

### 介護保険条例の一部改正

30年から32年までを計画期間とする第7期介護保険事業計画における総給付費見込み額にもとづき、次期介護保険料を見直すことなどにもない、介護保険条例の一部を改正するものです。

### 指定管理地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたため、本条例の一部を改正するものです。

**問** 共生型サービスについて規定しているが、実際に対象者がいるのか。それとも、将来を見越してのものか。

**答** この規定は、障害者福祉制度によるデイサービスの事業者が介護保険制度での地域密着型デイサービスの指定を受けられるようにするもので、市内での該当事業所が2カ所あり、今後指定の申請も予想される。